

御購読者各位

『イラストでわかりやすい擬律判断・刑事訴訟法』

お詫びと訂正のお願い

本書（第2版）に誤りがございました。深くお詫びを申し上げます。

大変お手数をおかけいたしますが、該当箇所を下記のとおり訂正して御使用いただきますよう、お願い申し上げます。

記

該当箇所	誤	正
p 49 4 事例検討	○ 明文の規定はないが、上記の判例のとおり、立会人とする者については、刑訴法に定める立会人制度の趣旨からみて、捜索・差押えの処分を十分に理解できる成人（ <u>20歳</u> 以上）とするべきである。	○ 明文の規定はないが、上記の判例のとおり、立会人とする者については、刑訴法に定める立会人制度の趣旨からみて、捜索・差押えの処分を十分に理解できる成人（ <u>18歳</u> 以上）とするべきである。

（注）下線部分：訂正箇所

以上